

令和 年 月 日 殿 法人番号		この申告の基礎となる修正決定の修正による。		申告年月日	
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地を記載)		事業種目		期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)	
(ふりがな) 法人名		同上が部門以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの		非中小法人等	
(ふりがな) 代表者氏名印		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額		期末現在の資本金等の額	
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の申告書		道府県民税 特別法人事業税		申告書	

(事業税)

摘要	課税標準	税率(%)	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①
所得金額総額別表5②	北 十億 百万 千 円				
年400万円以下の金額		0.00	北 十億 百万 千 円 0.00	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②
年400万円を超え年800万円以下の金額		0.00	0.00	還付法人税額等の控除額	③
年800万円を超える金額		0.00	0.00	退職年金等積立金に係る法人税額	④
計 ②+⑨+⑩		0.00	0.00	課税標準となる法人税額又は前払法人税額 ①+②-③+④	⑤
軽減税率不適用法人の金額		0.00	0.00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は前払法人税額	⑥
付加価値額総額				法人税割額 (5)又は(6)×100	⑦
付加価値額		0.00	北 十億 百万 千 円 0.00	道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧
資本金等の額総額				外国の法人税等に係る控除額又は前払法人税額等の控除額	⑨
資本金等の額		0.00	北 十億 百万 千 円 0.00	外国の法人税等の額の控除額	⑩
収入金額総額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪
収入金額		0.00	北 十億 百万 千 円 0.00	差引法人税割額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	⑫
所得金額総額別表5③				既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬
所得金額		0.00	北 十億 百万 千 円 0.00	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭
付加価値額総額				この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮
付加価値額		0.00	北 十億 百万 千 円 0.00	算定期間において事務所等を有していた月数	⑯
資本金等の額総額				円× $\frac{⑯}{12}$	⑰
資本金等の額		0.00	北 十億 百万 千 円 0.00	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱
収入金額総額				この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲
収入金額		0.00	北 十億 百万 千 円 0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑮+⑲	⑳
合計事業税額 (⑮又は⑲)+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗			0.00	⑳のうち見込納付額	㉑
事業税の特定寄附金税額控除額				差引 ㉑-㉒	㉒
差引事業税額 ⑲-⑳-㉑		0.00		特別区分の課税標準額	㉓
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		0.00		同上に対する税額 ㉓×100	㉔
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				市町村分の課税標準額	㉕
所得割 ⑳	0.00		付加価値制 ㉖	同上に対する税額 ㉕×100	㉖
資本割 ㉗	0.00		収入制 ㉘	法人税の所得金額(法人税の再掲内(別表4)の(8))又は個別所得(法人税の再掲内(別表4)の(5))	㉗
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉘
所得割 ㉙	0.00		付加価値制 ㉚	還付請求	㉙
資本割 ㉛	0.00		収入制 ㉜	還付を受けようとする金額(徴収及び支払方法)	㉚
⑳のうち見込納付額 ㉛			差引 ㉛-㉜	口座番号(普通・当座)	㉛
摘要	課税標準	税率(%)	税額	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	北 十億 百万 千 円 0.00		0.00	法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		0.00	0.00	決算確定の日	解散の日
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		0.00	0.00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	
合計特別法人事業税額 ㉛+㉜+㉝			0.00	申告期限の延長の処分の有無	事業税 有・無 法人税 有・無
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			0.00	法人税の申告書の種類	青色・その他
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		0.00		翌期の中間申告の要否	要・否
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ㉛-㉜-㉝		0.00		差引 ㉛-㉜	国際関連者の有無
					有・無

(道府県民税)

署名押印
関与税理士

(電話)

(特別法人事業税)